

令和5年4月21日
京 都 市

地域主体の柔軟な公園運営のための公園施設の在り方について（諮問）

（諮問理由）

全国的に、都市公園においては、Park-PFI 等、ハード面の充実を図る制度の活用は一定程度進んでいる一方で、公園の管理運営に関しては、依然として画一的なものが多く、公園のポテンシャルを十分に引き出せていないのが現状です。

令和4年度の国の「都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会」においては、「都市公園制度誕生150年目のパラダイムシフト」として、身近にある小規模公園も含め、多様な主体との連携を一層進め、利用効果のみならず、公園の存在効果、地域への波及効果にまで、そのポテンシャルを活かし、「使われ活きる公園」を目指すべきと提言されるなど、公園のより柔軟な管理運営が求められています。

そのような中で、本市では、令和3年度から、民間企業などに対して公園の柔軟な利活用を試行的に認め、地域・企業・行政で継続的に対話等を行いながら、それぞれの公園の理想像を探る「公民連携 公園利活用トライアル事業」を導入。社会実験として始めたこの事業では、焚火やアート展示など、数多くの多彩な取組が展開され、公園の魅力向上のみならず、公園を拠点とした地域交流や社会課題の解決に寄与する事例も生まれました。

一方で、持続可能な取組とするためには、人材や財源、活動拠点の確保が課題となっています。

これらの成果と課題を踏まえ、本市では、公園の特性やニーズに応じて規制を見直し、地域が独自の公園利用ルールや活用方針を定めることを認めるとともに、地域が主体となる公園運営を企業、大学、NPO等の多様な主体がハード・ソフトの両面から支援できる「新たな公園運営モデル」の構築に取り組んでいます。

「新たな公園運営モデル」を導入する公園においては、地域やその支援団体等に対して、交流・活動拠点としての利用を前提とした公園施設の整備を認めることを検討しています。

つきましては、上記公園施設が備えるべき基本的な機能、外観、配置等、公園に相応しい施設の在り方について、専門的な見地から御意見をお伺いするべく、貴審議会へ諮問するものです。